

であるものを、強力粉、普通粉ともそれぞれ五〇%の配合率として実質的な内容の充実をはかったので、概ねよいパンが学校に納入されるようになったものと考えられる。しかしまだ一部の業者については、技術、施設等の関係から粗悪なパンが、まま納入されることがあるので今後さらに、指導を強化してその改善を期す必要がある。

五、地方公共団体の経費負担はどのようになっているか

市町村における学校給食関係経費の負担状況は、本年末調査の結果別表のとおりであるが、その負担額の大半は人件費である。特に給食実施のために要する調理専任者の経費については、学校給食法第六条第一項において、市町村が負担することに定められているが、まだ学校によっては、父兄の負担または労力奉仕、あるいは養護教諭の兼任といったようなところもあるので、これはできるだけ市町村でその経費を負担するような措置が望ましい。

第四節 教職員の結核管理をどのように行つたか

定期的に身体検査を受けることが、健康を維持する上にどれ程重要なことかについては、今さら喋々するまでもない。

と思われる。今後これらの問題を少しでも解決してゆくためには、どうしても、現場における学校の努力と地域社会のPTA、地方公共団体等の理解と協力に期待するものが、大きいと考えられる。

学校給食関係予算および決算額

(単位千円)

区 分	昭和31年度予算		昭和30年度決算	
	市	町村	市	町村
1 助校校	1,687	1,507	1,460	1,259
イ 小中	—	910	—	784
ロ 小中	—	266	—	172
給食費	—	1,176	—	956
学小	1,607	310	1,409	285
校生	80	21	51	18
の困	1,687	331	1,460	303
貧困	3,173	1,015	2,332	990
生る	12,906	4,068	11,016	3,512
光	3,400	910	1,272	815
施	52	34	16	23
指	63	26	36	27
貸	21,281	7,560	16,132	6,626

したがって、学校関係は、学校身体検査規定に基いて、年一回必ず定期検査を実施しなければならないことになってい

る。そして、一般他職種同様、教職員の場合にも検診内容が、結核の発見に重点をおいているのも、わが国の結核の現状から言っても当然のことと考えられる。

集団の身体検査、特にそれが結核に重点をおいて行われる場合、重要なことは全員受診することであって、早期発見、早期治療、そして職場における感染源としての悪影響を未然に防止することが可能となってくる。今試みに三十九年度集団検診により発見された要療養者五三名について調査してみると、その半数が、前年度間接撮影の結果異常なしと判定され、一部の者は検査を受けておらなかつた。この調査からうかがえることは、一度健康と判定されたことが決して次回検診を受けなくても良いという根拠にはならないこと、また未検査者の中に罹患者がかなり高率にあることであり、これでは集団検診の意義は減少する。

受診率についていうならば、本県教職員の場合、例年九五%に達し、他の集団に比し極めて高率を示しているが、われわれとしては完全受診を期待するものである。

一方集団検診の成果は、完全受診によつてのみ差がるものでなく、その結果処理如何によつて左右されることはもちろんである。

所見者については資料を当該まで提出して貰い、この資料に基いて有所見者の判定を行っている。このような状態では、検診前後の事務的処理の上において相当の煩雑さが生ずるのもまた、やむを得ないのであるが、この煩しさが障りとなつて、例年、折角受診したものの資料その他が当該まで届かず、結核の実態を把握するのに困難をきたしている。

もちろんわれわれとしては、こういった煩雑な事務上の問題をできるだけ少くしたいとは考えてはいるが、完全実施の点から考えて限度があると思われる。一部県で実施している如く、県教委事務局自体が検診設備人員その他を完備していることが理想であるが、望み得べくもない。しかしながら、教職の健康についての関心が教職員自体はもちろん、関係者に十分認識されたならば、ある程度解決のできる事柄であると思う。

さて以上のような点から三十一年度次の事業を実施した。

一、教職員身体検査に関する打合せ

県下を五ブロックにわけ、県教委出張所、保健所、高等学校、各関係者の参集を求め、主として検査に関する事務への問題、さらに保健所との連絡調整の点について協議し、三十一年度検診の完全実施を期した。この会において特に、当方としては、検査洩れのないこと。有所見者の処置の上からも、終了期日を十月末